

防整技第10199号
令和元年11月18日

各地方防衛局総務部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長 殿
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

週休2日制工事試行の拡大における工事費の補正、工事成績評定等について（通知）

標記について、週休2日制工事試行の拡大について（防整施第10198号。令和元年11月18日）別紙「週休2日制工事（交替制）の試行実施要領」の5及び7の整備計画局施設技術管理官の別に示す事項を別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課長、整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、人事教育局厚生課長、地方協力局地方協力企画課長、地方協力局施設管理課長、地方協力局提供施設課長、防衛大学校総務部会計課長、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校事務局経理部経理課長、防衛医科大学校事務局経理部施設課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部監理部会計課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部総務部経理課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部総務部会計課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部総務部会計課長、情報本部計画部事業計画課長、防衛監察本部総務課長、北海道防衛局管理部長、東北防衛局企画部長、北関東防衛局管理部長、南関東防衛局管理部長、近畿中部防衛局管理部長、中国四国防衛局企画部長、九州防衛局管理部長、沖縄防衛局管理部長、東海防衛支局長、防衛装備庁長官官房会計官

週休2日制工事試行の拡大における工事費の補正、工事成績評定等について

1 工事費の補正

(1) I型

受注者が週休2日制工事（交替制）の実施を希望した場合及び工事完成時に休日率の達成状況を確認後、契約図書に示された下表に応じて、労務費を補正し請負代金額の変更を行うものとする。交通誘導警備員等の労務単価についても同様に補正する。

なお、工事着手前に受注者が週休2日制工事（交替制）を希望しない場合は、変更の対象としない。また、建築・設備工事については、工事の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費を補正するものとする。ただし、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費の補正は、週休2日制工事の試行における工期の設定、工事費の補正、工事成績評定等について（防整技第6423号。30.4.20）別紙の付紙によるものとする。土木工事における市場単価は、労務費の補正の対象としない。

休日率の達成状況	労務費	備考
4週8休以上	1.05	休日率28.5%(8日/28日)以上
4週7休以上 8休未満	1.03	休日率25.0%(7日/28日)以上28.5%未満
4週6休以上 7休未満	1.01	休日率21.4%(6日/28日)以上25.0%未満

(2) II型

受注者が週休2日制工事（交替制）の実施を希望した場合及び工事完成時に休日率の達成状況を確認後、労務費について、金額がわかる数量及び単価の根拠が記載された見積書等の資料（以下、「根拠資料」という。）を受注者から提出させ、請負代金額の変更を行うものとする。

なお、工事着手前に受注者が週休2日制工事（交替制）を希望しない場合は、変更の対象としない。

2 工事成績評定

週休2日制工事（交替制）に取り組み、4週8休以上の休日確保を達成できた場合は、工事成績評定要領について（防整技第7160号。28.3.31）の施工

体制及び施工状況について、週休2日制工事（交替制）の取り組み状況を適正に評価し加点するものとする。また、同要領「付紙第1」「属紙第1-1 検査項目別運用表（公共建築工事）」及び「付紙第5」「属紙第1-2 検査項目別運用表（土木工事）」の2. 施工状況Ⅱ. 工程管理その他については、評価対象とし加点し、理由欄には「週休2日（交替制）の達成」を記入するものとする。

なお、週休2日制工事（交替制）に取り組み、4週8休以上の休日を確保を達成できなかった場合は、評価対象とするが、加点は行わないものとする。

3 その他

(1) 工事特記仕様書への記載

工事特記仕様書には、次の内容を記載するものとする。

ア I型

○1 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者等が交替して休暇を取得することにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制工事（交替制）（受注者希望型）」の試行対象工事である。

2 週休2日の考え方

(1) 現場施工期間において、週休2日の休日確保を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

(2) 現場施工期間には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 週休2日とは、現場施工期間内に現場に従事した現場代理人、技術者及び技能労働者等の平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、4週8休以上（28.5%（8日/28日）以上）の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

3 休日取得計画書

受注者は、工事着手の1週間前までに、工事着手後3か月間内に現場に従事する現場代理人、技術者及び技能労働者等の休日率が確認できる「休日取得計画書」を作成・提出し、監督官の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。また、受注者は、工事施工時は3か月ごとに、今後3か月間の「休日取得計画書」を監督官に提出するものとする。

4 休日取得実績報告書

受注者は、毎月末「休日取得実績報告書」を作成し、現場施工期間内の休日率を確認のうえ、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。また、工事完成時は速やかに「休日取得実績報告書」を監督官に提出するものとする。

5 休日率の達成状況及び精査

休日率の達成状況に応じ、請負代金額のうち労務費を補正し、請負代金額の変更を行うものとする（労務費の補正分は現場説明書による。）。

6 アンケート

試行対象工事においては、週休2日（交替制）の達成状況や達成できなかった場合の要因を把握するため、別途アンケート調査を行うので協力するものとする。（週休2日（交替制）の実施を希望しない受注者については、希望しない理由を把握する。）

イ II型

○1 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者等が交替して休暇を取得することにより週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制工事（交替制）（受注者希望型）」の試行対象工事である。

2 週休2日の考え方

- (1) 現場施工期間において、週休2日の休日確保を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。
- (2) 現場施工期間には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- (3) 週休2日とは、現場施工期間内に現場に従事した現場代理人、技術者及び技能労働者等の平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、4週8休以上（28.5%（8日／28日）以上）の水準に達する状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

3 休日取得計画書

受注者は、工事着手の1週間前までに、工事着手後3か月間内に現場に従事する現場代理人技術者及び技能労働者等の休日率が確認できる「休日取得計画書」を作成・提出し、監督官の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。また、受注者は、工事施工時は3か月ごとに、今後3か月間の「休日取得計画書」を監督官に提出するものとする。

4 休日取得実績報告書

受注者は、毎月末「休日所得実績報告書」を作成し、現場施工期間内の休日率を確認のうえ、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。また、工事完成時は速やかに「休日取得実績報告書」を監督官に提出するものとする。

5 休日率の達成状況及び精査

休日率の達成状況に応じ、週休2日（交替制）に要した労務費について、金額がわかる数量及び単価の根拠が記載された見積書等の資料（以下、「根拠資料」という。）を監督官に提出し、請負代金額の変更を行うものとする。

6 アンケート

試行対象工事においては、週休2日（交替制）の達成状況や達成できなかった場合の要因を把握するため、別途アンケート調査を行うので協力するものとする。（週休2日（交替制）の実施を希望しない受注者については、希望しない理由を把握する。）

(2) 疑義等

本通知に関する疑義等については、整備計画局施設技術管理官付（各技術班）と協議するものとする。